



令和7年11月17日



特定利用港湾への対応について

現在、政府では、我が国をとりまく安全保障環境を踏まえ、自衛隊・海上保安庁が平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける「特定利用空港・港湾」の施策に取り組んでいます。

この度、内閣官房、国土交通省及び防衛省から本組合に対し、名古屋港において「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と本組合との間で確認することについて依頼がありました。

これに対し、本日、名古屋港における「円滑な利用に関する枠組み」を確認した旨を回答しましたので別紙のとおりお知らせします。

【お問合せ先】

国との調整内容のこと

港営部港営課

担当 三津田、瀧上

TEL 052-654-7871

施設利用のこと

港営部海務課

担当 水本

TEL 052-654-7880

特定利用空港への対応について

1. 特定利用空港・港湾について

(1) 特定利用空港・港湾とは

(出典：内閣官房 Web ページ https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/koukyou_infra.html)

安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」※を設ける。これらを、「特定利用空港・港湾」とする。

「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。また、平素からの円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備を図る。

※「円滑な利用に関する枠組み」とは、関係省庁とインフラ管理者との間で「円滑な利用に関する確認事項」を確認した上で、防衛省・海上保安庁とインフラ管理者との間で必要な意見交換を行う連絡・調整体制を構築すること。

(2) 全国の指定状況

総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議において、「特定利用空港・港湾」が指定される。

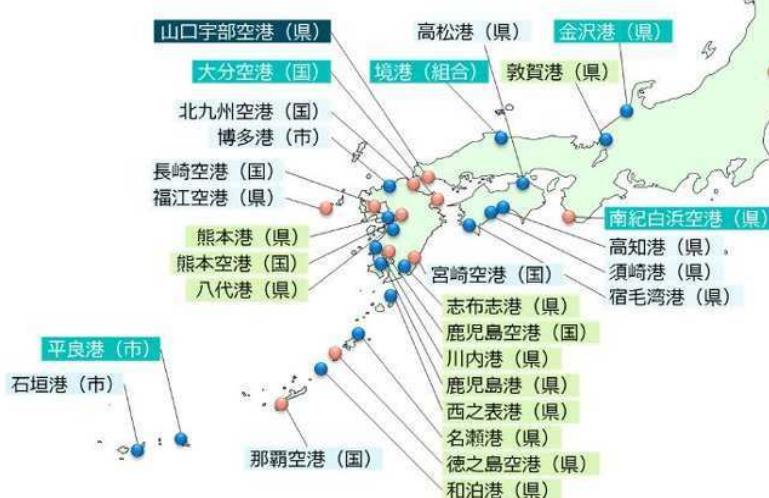
現在、全国で 14 空港及び 26 港湾が指定されている。

特定利用空港・港湾（令和 7 年 8 月 29 日時点）

○ 以下の 14 空港及び 26 港湾について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、「特定利用空港・港湾」とした。

特定利用空港・港湾

令和 6 年 4 月 1 日 : 5 空港・11 港湾
令和 6 年 8 月 26 日 : 3 空港・9 港湾 追加
令和 7 年 4 月 1 日 : 3 空港・5 港湾 追加
令和 7 年 8 月 29 日 : 3 空港・1 港湾 追加



【凡例】	
●	: 空港
●	: 港湾
() は管理者	

2. これまでの経緯

2025年7月29日

国（内閣官房、国土交通省及び防衛省）から本組合及び関係自治体（愛知県、名古屋市、東海市、知多市、弥富市、飛島村）に対し、名古屋港を特定利用港湾の対象に検討しているとの説明があった。

2025年10月27日

国から本組合に対し、名古屋港における円滑な利用に関する枠組みを関係省庁と本組合との間で確認することについて依頼があった。

2025年11月17日

本組合から国に対し、名古屋港における円滑な利用に関する枠組みを確認した旨を回答した。

3. 本組合の考え方

本組合としては、

- ・ 港湾法の範囲内の施設利用調整であり、自衛隊や海上保安庁の優先利用のためのものではなく、有事の際の枠組みとは異なる
- ・ 自衛隊・海上保安庁の名古屋港における災害対応力の向上に資する取組である
- ・ インフラ整備の促進が期待される

ことから、名古屋港における円滑な利用に関する枠組みを確認した旨を国へ回答することとした。

4. 添付資料

- ・ 国から本組合への依頼文書（2025年10月27日付け）
- ・ 本組合から国への回答文書（2025年11月17日付け）

【参考資料（国資料）】

- ・ 総合的な防衛体制の強化に資する取組について（公共インフラ整備）

<https://www.cas.go.jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou.pdf>



記載リンク先 QR コード

- ・ 「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関するQ&A

https://www.cas.go.jp/seisaku/koukyou_infra_qa/faq.html



記載リンク先 QR コード

添付資料 1

令和 7 年 10 月 27 日

内閣官房
国土交通省
防衛省

総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について
(依頼)

国家安全保障戦略（令和 4 年 12 月 16 日閣議決定）に基づく、「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関し、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と名古屋港管理組合との間で確認することを依頼する。

(案)

名古屋港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省東海防衛支局・海上保安庁第四管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省中部地方整備局はこれに協力する。

令和●年●月●日

国土交通省中部地方整備局副局長
海上保安庁第四管区海上保安本部長
防衛省東海防衛支局長
名古屋港管理組合 管理者

添付資料2

名港管第721号

令和7年11月17日

内閣官房長官

国土交通大臣 様

防衛大臣

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について（回答）

令和7年10月27日付けで依頼がありました名古屋港における総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について、「円滑な利用に関する枠組み」を確認しましたので回答します。

なお、名古屋港の特定利用港湾指定に当たり、下記のとおり要請します。

記

- 1 あくまでも民生利用が主であるという本取組の趣旨を遵守すること。
- 2 この枠組みによって地域に不安や懸念が生じることがないよう、本組合及び関係自治体へ丁寧な説明を行うこと。
- 3 民生利用及び耐震強化岸壁等災害時の迅速な対応に資するインフラ整備を着実に進めること。
- 4 安全の確保に万全を期すこと。万が一、事故等が発生した場合には、本組合へ速やかに情報提供を行うとともに、事故等の原因を究明の上、再発防止に努めるなど必要な対応等を行うこと。

以上